

# 重要項目説明書

指定訪問看護事業者： 済生会今治訪問看護ステーション

## 1. 事業所の概要

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 法人名      | 社会福祉法人 <sup>恩賜財団</sup> 済生会支部愛媛県済生会 |
| 所在地      | 愛媛県松山市山西超997番地1                    |
| 代表者の職・氏名 | 支部長・岡田 武志                          |
| 事業所名     | 済生会今治訪問看護ステーション                    |
| 所在地      | 今治市北日吉1丁目7番43号                     |
| 事業者番号    | 386029364                          |
| 管理者・連絡先  | 西野 憲子 TEL 0898-33-8810             |
| サービス提供地域 | 今治市                                |

## 2. 事業所職員体制

| 職種          | 従事する業務等     | 人員               |
|-------------|-------------|------------------|
| 管理者         | 管理業務        | 1名(常勤・兼務)        |
| 看護師         | 訪問看護        | 2.5名以上(うち常勤1名以上) |
| 理学療法士・作業療法士 | 訪問リハビリテーション | 必要人数(訪問リハビリと兼務)  |

※ 職員の人員は状況に応じ変更があります。

## 3. 営業時間

|          |                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------|
| 営業日・営業時間 | 月～金曜日 8時30分～17時<br>土曜日 8時30分～12時30分                 |
| 休日       | 日曜日・土曜日の午後・祝日・国民の休日<br>盆休 8月15日<br>年末年始 12月29日～1月3日 |

※ 急性増悪・医療的ケアが必要な場合は休日も対応いたします。

※ 緊急時はこの限りではありません。電話等で24時間、常時連絡対応ができる体制をとっています。必要時は訪問いたします。

## 4. 運営方針

- 1) 訪問看護実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。
- 3) 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院における「職場におけるハラスメント防止に関する規程」「高齢者等虐待防止に関する規程」並びに重要事項説明書の記載に準じます。

## 5. サービス内容

- 1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持や褥創予防
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話や指導
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 在宅リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の看護や指導
- ⑧ 主治医や各機関・事業者との連携
- ⑨ 社会資源等の利用方法や情報提供
- ⑩ その他医師の指示による医療的処置や指導

2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

## 6.看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様又はご家族様の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ④ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 7.利用者負担金

1) 利用者から頂く利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

料金表をご確認ください。

2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、口座引き落としもしくは現金で徴収させていただきます。

※ 緊急時訪問看護加算を契約させていただいています。

※ 契約されていない利用者に関しては、計画外の訪問、電話等の相談もお受けできかねますのでご了承ください。又、計画外の訪問を行った場合は全額実費負担となります。

※ サービス内容の加算が生じた場合は説明のうえ算定させていただきます。

※ 重要事項説明書の署名をもって同意されたとみなします。

※ 利用者が利用料滞納により、事業者が介護保険サービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者はその実費を事業者に対して、いったん支払うものとなります。

8.軽自動車を利用して訪問いたします。交通費の規約は以下のとおりとさせていただきます。

一訪問ごとの料金です。

|                 |         |       |
|-----------------|---------|-------|
| 当事業所から          | 10km 以上 | 500 円 |
| 島嶼部(大島・伯方島・大三島) |         | 530 円 |

島嶼部において、通常訪問は大島・伯方島・大三島ともに 530 円となっておりますが、臨時の訪問に際しては橋の通行料金の往復実費を徴収いたします。

※ 状況により交通費は変更させていただきます。

※ 駐車場がなく有料駐車場を利用した場合は、実費を負担して頂きます。

#### 9.その他の費用

※ 医療材料費等は利用者の購入負担となります。

※ 看護師がケア時に使用するゴム手袋、処置に係る物品は準備をお願いいたします。

※ 在宅でお亡くなりになられた際の処置料として5000円が実費となります。

#### 10.訪問看護の有償サービスについて

別途契約が必要ですが、対応可能かどうか事業所にご相談ください。

#### 11.相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします

|           |          |                 |
|-----------|----------|-----------------|
| 当事業所相談窓口  | 住所       | 今治市北日吉町1丁目7番43号 |
|           | 電話番号     | 0898-33-8810    |
|           | FAX      | 0898-23-0165    |
|           | 相談者(責任者) | 西野 憲子           |
|           | 対応時間     | 重要項目の営業時間       |
| 済生会今治第二病院 | 住所       | 今治市北日吉町1丁目7番43号 |
|           | 電話番号     | 0898-23-0100    |
|           | FAX      | 0898-23-0300    |
|           | 対応時間     | 8:30~17:00      |
|           |          | 土・日・祝、年末年始を除く   |

※事業所以外に、市役所等の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

|                |      |                |
|----------------|------|----------------|
| 今治市健康福祉部介護保険課  | 住所   | 今治市別宮町1丁目4番地1  |
|                | 電話番号 | 0898-36-1526   |
|                | FAX  | 0898-34-5077   |
|                | 対応時間 | 8:30~17:15     |
|                |      | 土・日・祝日、年末年始を除く |
| 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 住所   | 松山市高岡町101-1    |
|                | 電話番号 | 089-968-8700   |
|                | FAX  | 089-968-8717   |
|                | 対応時間 | 8:30~17:15     |
|                |      | 土・日・祝日、年末年始を除く |
| 愛媛県保健福祉部長寿介護課  | 住所   | 松山市一番町4丁目4-2   |
|                | 電話番号 | 089-912-2430   |
|                | FAX  | 089-935-8075   |
|                | 対応時間 | 8:30~17:15     |
|                |      | 土・日・祝日、年末年始を除く |

## 12.緊急時及び事故発生時の対応方法

- 1) 緊急時及び事故発生時に当たっては、緊急対応の上利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡致します。
- 2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所にその責任と原因が認められる損害賠償については、速やかに対応致します。

## 13.秘密の保持

- 1) 当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密保持致します。
- 2) 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう注意致します。

## 14.ご利用にあたってのお願い

- 1) 保健証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- 2) 何らかの事情で訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願い致します。
- 3) 訪問期間は設定されておりますが、利用者の状態悪化・交通事情等により多少訪問時間がずれることがありますのでご了承ください。

## 15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

## 16.実習生について

当事業所は、教育機関として看護師、看護学生、その他医療職などの専門職の実習を受け入れております。実習生が同行訪問させていただく場合があります。実習生には、所属施設・学校・当事業所が共同で指導し、学習の目的以外には個人情報を使用せず、守秘義務を厳守いたします。専門職の育成にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご承認いただけない場合には、遠慮なくお申し出下さい。

## 17.その他

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) 看護師等は金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。
- 2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3) 看護師等は調理や買い物代行などの家事サービスは提供できません。

## 済生会今治訪問看護ステーション訪問看護料金表

1 単位 10 円 (保険負担割合 1~3 割)

| 保健師・看護師が訪問した場合                     |        |        |                                           |        |               |        |               |          |
|------------------------------------|--------|--------|-------------------------------------------|--------|---------------|--------|---------------|----------|
|                                    | 20 分未満 |        | 30 分未満                                    |        | 30 分以上 60 分未満 |        | 60 分以上 90 分未満 |          |
|                                    | 訪問看護   | 介護予防   | 訪問看護                                      | 介護予防   | 訪問看護          | 介護予防   | 訪問看護          | 介護予防     |
| 単位数                                | 314 単位 | 303 単位 | 471 単位                                    | 451 単位 | 823 単位        | 794 単位 | 1,128 単位      | 1,090 単位 |
| 理学療法士等が訪問した場合 1 回 (20 分以上) 6 回/週まで |        |        |                                           |        |               |        |               |          |
|                                    | 訪問看護   | 介護予防   | 1 日に連続して 40 分以上のサービス提供も可能。                |        |               |        |               |          |
| 単位数                                | 294 単位 | 284 単位 | 1 日に 2 回を超えて訪問看護を行う場合 1 回につき 90/100 を乗じる。 |        |               |        |               |          |

## 各種加算（該當時に算定）

| 加算名                       |                                                                                                                                                                 | 加算額       |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 夜間・早朝加算                | 18時～22時、6時～8時に訪問した場合                                                                                                                                            | 基本の25/100 |
| 2. 深夜加算                   | 22時～翌6時に訪問した場合                                                                                                                                                  | 基本の50/100 |
| 3. 複数名訪問加算（所要時間が30分未満の場合） | 所要時間30分未満                                                                                                                                                       | 254単位/回   |
| 複数名訪問加算（所要時間が30分以上の場合）    | 所要時間30分以上                                                                                                                                                       | 402単位/回   |
| 4. 長時間訪問看護加算              | 特別管理加算の対象者で60分以上90分未満の訪問に引き続きサービスを行う場合に算定                                                                                                                       | 300単位     |
| 5. 特別管理加算Ⅰ                | 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している                                                                                            | 500単位/月   |
| 特別管理加算Ⅱ                   | 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 | 250単位/月   |
| 6. 緊急時訪問看護加算Ⅰ             | 緊急時訪問を必要に応じて行う場合                                                                                                                                                | 600単位/月   |
| 7. ターミナルケア加算              | 死亡日及び前14日にターミナルケアを2回以上行った場合死亡月に算定                                                                                                                               | 2,500単位   |
| 8. 初回加算Ⅰ<br>（退院日に訪問した場合）  | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合                                                                                                                 | 350単位     |
| 初回加算Ⅱ                     | 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合                                                                                                            | 300単位     |
| 9. 退院時共同指導加算              | 退院又は退所にあたり主治医等と連携して指導を行った場合算定                                                                                                                                   | 600単位/回   |
| 10. 看護・介護職員連携強化加算         | 介護職員に対し喀痰吸引等の指導及び計画書等の助言を行った場合算定                                                                                                                                | 250単位/月   |
| 11. 看護体制強化加算Ⅱ             | 医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制を強化している事業所への加算                                                                                                                               | 200単位/月   |
| 12. サービス提供体制強化加算Ⅰ         | 基準に適合している事業所の評価                                                                                                                                                 | 6単位/回     |